

検討会の進め方について（案）

1 検討会の会議の公開・非公開の取扱いについて

新しい十日町市立中学校をつくる検討会設置要綱第6条第4項の規定により、今後の当検討会の会議について公開・非公開の取扱いをお諮りします。

なお、十日町市地域自治組織連絡協議会において、各地域自治組織からの当検討会への委員推薦に当たり、会議については非公開とする意見が附されています。

2 委員に関する情報の公開について

- ① 別紙委員名簿の記載事項のとおり、各委員の所属・推薦団体等及び氏名のみ公開するものとします。
- ② 市の広報活動、報道機関等の取材のため、会議の様態を写した画像については公開するものとします。
- ③ その他の情報の取扱いについては、検討会の会議に諮って決定します。

3 会議の進め方

- ① 教育委員会において「魅力ある十日町市立中学校づくり方針(仮)」を策定するにあたり、必要事項について、十日町市立中学校のあり方検討委員会の提言等を踏まえ、委員皆様からご意見をいただきたいと考えています。
- ② 委員皆様から多くの意見をいただくため、グループワーク（1班:6～7名程度）による意見出しを中心に会議を進めたいと考えています。

4 会議に関する情報の公開について

- ① 市のホームページで次の事項について公開します。
 - ア 会議の開催日、会場
 - イ 会議の資料（十日町市情報公開条例の規定により公開しないことができる情報を除く。）
 - ウ 会議録（発言した委員の氏名を非公開とした概要版）
- ② 「市報とおかまち」等の市の広報で検討状況等を報告することがあります。
- ③ 教育委員会、市長、市議会、十日町市地域自治組織連絡協議会、その他の市の機関へ随時に検討状況等を報告します。
- ④ その他、会議等の情報公開が必要な場合は、正副座長の確認を受けた後に公開します。

5 報道機関等からの取材の対応について

報道機関等からの取材については、すべて事務局で対応するものとします。